

# メンバーズ会員規約

Honda C-card

UC・Honda Cカードをお申し込みの方は、「カード会社」を「株式会社クレディセゾンの指定するカード発行会社」と読み替えてください。

DC・Honda CカードおよびUFJ・Honda Cカードをお申し込みの方は、「カード会社」を「三菱UFJニコス株式会社または三菱UFJニコス株式会社が指定するカード発行会社」と読み替えてください。

JCB・Honda Cカードをお申し込みの方は、「カード会社」を「株式会社ジェシービーまたは株式会社ジェシービーが指定するカード発行会社」と読み替えてください。

## <個人情報の取り扱いについて>

1. 本田技研工業株式会社(以下「Honda」といいます。)は、Honda Cカードメンバーズ(以下「本会」といいます。)への入会を申し込まれた方及び本会の会員となられた方(以下、「当会員等」といいます。)の個人情報について、必要な個人情報保護措置を行ったうえで次項に定めるとおり取り扱います。
2. Hondaは、当会員等に関する以下の個人情報(以下「会員情報」といいます。)を収集・利用・保有します。
  - (1)氏名・生年月日・住所・電話番号等、当会員等が入会申込及び変更届出にてHondaに届け出た事項
  - (2)入会承認日、発行場所など本契約の内容
  - (3)本会の特典及びサービス(以下総称して「本特典」といいます。)の利用にあたり当会員等から取得した情報
  - (4)「Honda Cカードメンバーズ」カード(以下「本カード」といいます。)の利用内容
  - (5)当会員の保有する車両に関するHonda四輪販売店での整備履歴
  - (6)本カードを提示して利用したHonda四輪販売店の利用内容
3. Hondaは、以下の目的のために会員情報を利用します。ただし、当会員等が当該利用について中止を申し出た場合、Hondaは業務運営上支障のない範囲で、これを中止するものとします。(中止のお申し出は、Honda Cカードメンバーズサポートまでご連絡願います。)
  - (1)本会の運営
  - (2)本特典の提供
  - (3)抽選及び景品の発送
  - (4)四輪自動車、二輪自動車、原動機付自動車、発動発電機、除雪機、耕運機、その他の製品及びそれらの用品・部品などのHondaの取り扱う商品及びそれらの商品のサービス、並びにモータースポーツ・社会貢献活動などのイベント・キャンペーン等(以下「Honda商品等」といいます。)に関する情報のご案内
  - (5)本会・本特典及びHonda商品等の品質向上・開発等を目的としたアンケート調査
4. Hondaは、Hondaの収集した当会員等の会員情報を統計的に処理し、活用することがあります。この場合、活用される情報には個人が特定される情報は含まれません。
5. Hondaは、Hondaの業務を第三者に委託する場合、当該業務の遂行に必要な範囲で、会員情報を当該業務委託先に預託します。
6. 当会員等は、Hondaが、収集・保有した会員情報を当会員等が利用するHonda四輪販売店に提供することに同意します。(Honda四輪販売店における当該会員情報の主な利用目的は以下のとおりとしますが、それ以外の利用目的の有無やその内容については、当会員の責任において、利用するHonda四輪販売店の利用目的をご確認願います。)
  - (1)四輪自動車、その他の製品、その用品・部品などのHonda四輪販売店自らの商品及びそれらの商品に関する特典・サービスの当会員等への提供
  - (2)前号に定める商品・特典・サービス及びそれらに関するイベント・キャンペーン等の開催についてのご案内
  - (3)第1号に定める商品・特典・サービスに関するアンケート調査等の実施
7. 本会の会員は、ロードサービス24を利用する場合、Hondaが、収集・保有した会員情報を当該会員の希望するロードサービスを提供する会社に提供することに同意します。
8. 当会員等は、Hondaに対して、自己に関する会員情報を開示するよう請求することができます。なお、開示を求める場合には、末尾記載の相談窓口にてHonda所定の方法で連絡し、Hondaは所定の方法で開示するものとします。登録内容が不正確又は誤りであることが判明した場合には、Hondaはすみやかに訂正又は削除に応じるものとします。

## <Honda Cカードメンバーズ会員規約>

### 第1条(会の名称)

この規約は、Honda Cカードメンバーズ(以下「本会」という。)に関する事項を定めるものとします。

## 第2条(カードの名称)

本田技研工業株式会社(以下「Honda」という。)がこの規約(以下本規約という。)に基づき発行するカードの名称は、「Honda C カード」(以下「本カード」という。)と称します。

## 第3条(入会資格)

本会に入会できる資格のある者は、次に定めるとおりとします。

- (1) Honda 及び Honda の指定するカード会社が提携して発行する本カードの会員(以下「C カード会員」という。)
- (2) Honda の指定する販売会社(以下「四輪販売店」という。)において、Honda 又は Honda の指定する者が製造する車両(以下「Honda 車」という。)を購入した者
- (3) 四輪販売店において、Honda 車の点検・整備を受けた者
- (4) 四輪販売店において、Honda 車に関する部品又は用品を購入した者
- (5) その他、Honda が本会の入会資格を認めた者

## 第4条(入会方法)

1. 前条に定める資格を有する者で本会への入会を申し込む者(以下「入会申込者」という。)は、本規約及び株式会社リロクラブ(以下「リロクラブ」という。)の定める「Club Off Alliance 会員規約」、並びにユージーカード株式会社(以下「ユージーカード」という。)の定める「楽天 **Edy** サービス利用約款」(以下これらを総称し「本規約等」という。)の内容を承認のうえ、Honda 所定のカード発行手数料を添えて、Honda 所定の入会申込書に所定の事項を記入のうえ四輪販売店に提出することにより Honda に入会を申し込むものとします。

2. 本会の会員(以下「当会員」という。)は、Honda が入会を認めた者とし、本規約に基づく本会の会員資格(以下「メンバーズ会員資格」という。)を有するものとします。ただし、入会の申込みを行った入会申込者が次のいずれかに該当する場合には、Honda は、その入会を拒否することができます。

- (1) 入会申込書に虚偽の記載又は重大な記載漏れがあった場合
- (2) 未成年者又は被補助人のいずれかであって、法定代理人又は補助人の同意を得ない申込みであった場合
- (3) 被保佐人であって、保佐人による申込みでなかった場合
- (4) 過去にメンバーズ会員資格を喪失し又は C カード会員の登録を取り消されたことがある場合
- (5) 当会員が本規約等の全部又は一部を承諾しない場合
- (6) 既に当会員として登録されている場合
- (7) その他 Honda がメンバーズ会員資格を付与することを不適当と判断する場合

3. 当会員と Honda との間の本規約に基づく契約(以下「本契約」という。)は、Honda が入会を承認し、Honda が当会員に対し本カードを発行したときに成立します。また、本契約は、当会員が本会を退会したときに終了します。

4. 当会員は、発行された本カードを受領した場合、本カードの所定の欄に署名し、保管します。

## 第5条(特典及びサービスの利用)

1. 当会員は、Honda が定める特典及びサービス(以下これらを総称して「本特典」という。)について、Honda 所定の方法でその提供を受けることができます。

2. 前項に定める本特典には、次のものが含まれるものとし、その詳細は、次条から第10条に定めるものとします。

- (1) ロードサービス 24 の利用
- (2) Club Off サービスの利用
- (3) Honda 関連施設の優待
- (4) 四輪販売店からのメンバーズ **Edy** ギフト(事業者が **Edy** の利用者に楽天 **Edy** 株式会社所定の方法で **Edy** を提供するサービス)による **Edy** の受領
- (5) 転居時の四輪販売店のご紹介

3. 本特典の提供及び内容は、当会員への予告なく変更、改定、廃止される場合があります。

4. 本特典は、当会員本人に対してのみ提供されるものとし、当会員はいかなる場合にも、本特典を受ける権利を第三者に譲渡、貸与、質入し又は第三者に当会員としての権利を行使させてはいけません。

5. Honda は、次のいずれかに該当する場合、本特典を提供しないことができるものとし、この場合、遅延なくその旨を当会員に伝えるものとします。

- (1) 本特典を提供することによって、当会員、四輪販売店、本特典の提供に従事する者、本特典の内容となるサービスを運営する者、Honda 又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害する恐れがあると Honda が判断した場合
- (2) 当会員が本規約に違反した場合又は本規約に反する利用をしようとした場合
- (3) 当会員が本特典の利用にあたり、虚偽の情報を Honda に提供した場合
- (4) その他、本特典を適正に提供することが困難であると Honda が判断した場合

6. Honda は、次のいずれかに該当する場合、会員に事前に通知することなく、本特典の全部又は一部の提供を中断することがあります。

- (1) 本特典用の設備等の保守を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 火災、停電等により本特典の提供ができなくなった場合

(3)地震、大雪、大雨、噴火、洪水、津波等の天災や戦争、動乱、暴動、労働争議等により本特典の提供ができなくなった場合

(4)運用上または技術上、本特典の一時的な中断が必要と Honda が判断した場合

7. 当会員がメンバーズ会員資格を喪失した場合、本特典の提供は同時に終了するものとします。

#### 第6条(ロードサービス 24 の利用)

1. 当会員が、車両事故や車両故障が生じたとして、Honda 所定の電話番号に電話連絡した場合、Honda は、一日 24 時間年間 365 日いつでも、当会員の希望に応じ、次のいずれかのロードサービス窓口を紹介しします。この場合において、当会員からの希望が特にならない場合、Honda は、第 3 号に定めるロードサービス窓口を紹介するものとします。

(1)日本自動車連盟(JAF)のロードサービス窓口

(2)会員が加入する損害保険に無料ロードサービスがある場合、当該ロードサービスの窓口

(3)Honda がロードサービス 24 に関する業務を委託しているロードサービス窓口

2. 前項の第 1 号又は第 3 号のロードサービス窓口を紹介した場合において、当該ロードサービスを提供する機関から、現地到着予定時間、作業状態及び概算費用の提示があったときには、Honda は、これらの情報を当会員に通知しします。

3. ロードサービス 24 は、第 1 項に定めるロードサービス窓口の紹介のサービスであり、当会員の車両の修理・引き上げその他のロードサービスの提供は、一切含まれていません。

4. ロードサービス 24 を利用する場合、当会員は、Honda の要請に従い、本カード、車検証、自動車保険証券等に定める事項その他 Honda の定める情報を Honda に提供しします。これらの情報が得られない場合、ロードサービス 24 は提供されません。

5. ロードサービス 24 により紹介されたロードサービスを会員が利用する場合、会員は、自らの責任と負担により当該ロードサービスを利用するものとし、当該ロードサービスを提供した機関からの請求に応じ、当該ロードサービスの費用を支払うものとします。

#### 第7条(Club Off サービスの利用)

当会員は、リロクラブの定める「Club Off Alliance 会員契約」に従い、リロクラブが提供するサービスを利用することができます。

#### 第8条(Honda 関連施設の優待)

当会員は、Honda が別途定める施設を利用する場合、本カードを提示することにより、割引価格などの優待を受けることができます。

#### 第9条(四輪販売店からのメンバーズ Edy ギフトによる Edy の受領)

1. Edy とは楽天 Edy 株式会社所定の方式で利用者に発行する円単位の金額についての電子的情報であって、「楽天 Edy サービス利用約款」に基づき利用者が商品等の代金の支払に使用することができる前払式支払手段である「楽天 Edy」及び「Edy」をいいます。

2. 当会員が四輪販売店所定の条件を満たした場合、四輪販売店は、当該当会員に対し、四輪販売店所定の額面の Edy を Edy ギフトにより、当該当会員の保有する本カード上で付与するものとします。

3. 本カードの Edy 残高に四輪販売店が付与する Edy の金額を加算した結果、本カードの Edy 残高が 50,000 円を超える場合、当会員は Edy を受領することができません。かかる場合は、四輪販売店所定の方法に従うものとします。また、このサービスでは、本カード以外では四輪販売店から付与される Edy を受け取ることができません。

4. 第 2 項及び第 3 項に定める Edy の付与は、各四輪販売店によって実施されるものであり、その詳細は、各四輪販売店が定めるものです。Honda 及び楽天 Edy 株式会社は、四輪販売店が Edy ギフトによる Edy の付与を行うことを保証するものではなく、また、各四輪販売店が提供する Edy ギフトによる Edy の額面及びその内容について、何らの責任をも負うものではありません。なお、当会員は、四輪販売店より付与された Edy を含む、本カードに記録された Edy の利用方法については、ユーシーカードの定める「楽天 Edy サービス利用約款」に定めるとおりとします。

#### 第10条(転居時の四輪販売店のご紹介)

Honda は、本会員に転居のご連絡をいただいた当会員に対し、当該当会員の希望に応じ、転居先での四輪販売店をご紹介します。

#### 第11条(届出事項の提供)

当会員等は、当会員等が Honda に対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更が生じた場合、Honda に対して Honda 所定の方法にて変更内容を届け出ます。

#### 第12条(権利譲渡等の禁止)

当会員は、本規約上の権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡、質入、貸与等することはできません。

#### 第13条(責任)

1. 当会員は、自己の責任において、本規約等に従い、本カード及び本特典を利用することとします。
2. 当会員が本カード又は本特典の利用に関して他の会員、Honda、その他の第三者に損害を与えた場合には、当該当会員は、自己の費用と責任をもってその損害を賠償することとします。
3. 本カードが紛失・盗難その他の理由のより不正利用され、本特典又は **Edy** 機能等が利用された場合であっても、Honda は一切の責任を負いません。
4. 当会員は、本カードの紛失・盗難・破損等が発生した場合、直ちに Honda に対して Honda 所定の方法にて届け出るものとします。
5. 本カードが紛失・破損等の理由により利用できなくなった場合、当会員が Honda 所定の方法にて届け出た場合であっても、Honda が認めた場合に限り、Honda は、新しい本カードを発行します。なお、この場合、新しい本カードの発行にかかる費用を負担します。
6. 前項により新しい本カードが発行された場合、紛失・破損等により利用できなくなった本カードに記録された **Edy** の取扱いについては、「楽天 **Edy** サービス利用約款」に定めるとおりとします。

#### 第14条(HondaC カード会員についての特則)

1. 第4条第1項に定める本会への入会申し込み時にCカード会員であった当会員については、次の特則に従うものとします。
  - (1) Cカード会員による第4条第1項に定める本会への入会申し込みについては、同項に定める発行手数料は生じません。
  - (2) Cカード会員への本会への入会が認められた場合、Honda は、当該Cカード会員に対し、本カードを発行せず、当該Cカード会員が既に保有するカードを本カードとして取扱うため、Honda 所定の手続きを行います。
  - (3) 第4条第3項にかかわらず、当該Cカード会員にかかる本契約は、前項に定める手続の完了をもって成立するものとし、以後当該Cカード会員が本会を退会するまでの間、当該 HondaCカードを本カードとみなすものとします。
2. 当会員が、本会への入会後にCカード会員になった場合、当該当会員が希望したときには、Honda は、当該当会員が所定の手続を行った後に、当該当会員の保有する HondaCカードを本カードとして取扱うことができます。この場合、当該当会員がそれまで保有していた本カードに記録された **Edy** は、当該 HondaCカードには移行されません。なお、当該当会員は、「楽天 **Edy** サービス利用約款」を承認の上、それまで保有していた本カードで引き続き **Edy** を利用することができます。

#### 第15条(禁止事項)

当会員は、本カードの利用や本特典を受けるにあたり、次の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本カードの利用や本特典の提供に関する運営を妨げ、その他サービス提供に支障をきたす行為、又はそのおそれのある行為
- (2) 他の当会員、第三者、本特典の提供に従事する者若しくは Honda に、迷惑、不利益若しくは損害を与える行為、又はそのおそれのある行為
- (3) 公序良俗に反する行為、法令に違反する行為、又はその恐れのある行為
- (4) 他人の名誉・プライバシー・その他の権利を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
- (5) 他の当会員等の個人情報を収集し、または収集しようとする行為

#### 第16条(規約の変更ならびに承認)

Honda は、何らの予告無しに、いつでも当会員の了承を得ることなく本会を終了し若しくは中止し、又は本規約等若しくは本特典の内容を変更できるものとし、当会員は、これを承認するものとします。本会が終了若しくは中止した場合又は本規約等若しくは本特典の内容が変更された場合であっても、Honda に支払済みのカード発行手数料は、返還されません。

#### 第17条(退会)

1. 当会員は本会を退会することを希望するときには、Honda 所定の方法で届け出ることにより、本会を退会することができます。
2. 前項にかかわらず、Honda は、当会員が次のいずれかに該当する場合、なんらの通知又は催告もせず当会員のメンバーズ会員資格を喪失させることができます。当会員は、メンバーズ会員資格を喪失した時点で、本会を退会するものとします。
  - (1) 本規約等に違反した場合
  - (2) 申込み後に第4条第2項各号に定める事項に該当することが判明した場合、又は申込み後に同項各号に定める事項に該当するに至った場合
  - (3) 本会の運営の妨害その他 Honda 又は四輪販売店との信頼関係を著しく害する行為を行った場合
  - (4) 本会の会員として不適切であると Honda が判断した場合
3. 本会を退会した場合であっても、Honda に支払済みのカード発行手数料は返還されません。
4. 当会員は、本会を退会した場合であっても、「楽天 **Edy** サービス利用約款」を承認の上、引き続き本カードを用い

て Edy を利用することができます。

**第18条(専属的合意管轄)**

本規約及び本会に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、訴額に応じ、専ら東京地方裁判所又は東京簡易裁判所とします。

**第19条(協議事項)**

本規約に定めのない事項又は本規約の解釈につき疑義が生じた事項については Honda の決するところによるものとします。

**第20条(発効日)**

本規約は 2015 年 4 月 1 日をもって発効します。

**<相談窓口【本規約についてのお問い合わせ】>**

Honda Cカードメンバーズサポート

電話番号 048-452-0225

受付時間 10:00~18:00

土・日・祝日及び年末年始を除く